

清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書

1 件名

自動販売機設置事業者公募

2 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

3 貸付場所等

(1) 貸付場所及び最低貸付料

グループ	物件番号	貸付場所	貸付面積	最低貸付料 (年額、税抜)
A	①	行田市役所本庁舎 建物内 1階ロビー	約 1.17 m ² (幅 1,300 mm×奥行 900 mm ×高さ 2,150 mm)	87,800 円
	④	コミュニティー センターみずしろ 建物内 1階通路	約 0.98 m ² (幅 1,200 mm×奥行 820 mm ×高さ 2,200 mm)	23,200 円
	⑥	男女共同参画推進 センター 建物内 1階エレベータ右横	約 1.40 m ² (幅 1,400 mm×奥行 1,000 mm×高さ 2,200 mm)	14,400 円
	⑦	きっずプラザあおい 建物内 1階ロッカー室	約 1.43 m ² (幅 1,500 mm×奥行 950 mm ×高さ 2,200 mm)	17,500 円
	⑧	消防本部・消防署本署 建物内 1階玄関ホール	約 1.17 m ² (幅 1,300 mm×奥行 900 mm ×高さ 2,200 mm)	31,700 円
	⑨	消防本部・消防署本署 建物内 1階食堂	約 0.81 m ² (幅 900 mm×奥行 900 mm× 高さ 2,200 mm)	17,500 円
	グループ A 最低貸付料の合計 (6 台分)			

B	②	行田市役所本庁舎 建物内 1階ロビー	約 1.17 m ² (幅 1,300 mm×奥行 900 mm ×高さ 2,150 mm)	60,000 円
	③	行田市役所本庁舎 建物内 地下1階通路	約 1.17 m ² (幅 1,300 mm×奥行 900 mm ×高さ 2,150 mm)	67,500 円
	⑤	南河原支所 建物内 1階ホール	約 1.08 m ² (幅 1,200 mm×奥行 900 mm ×高さ 1,900 mm)	7,400 円
	⑩	消防本部・消防署本署 建物内 1階食堂	約 1.08 m ² (幅 1,200 mm×奥行 900 mm ×高さ 2,200 mm)	42,600 円
	⑪	行田市立学校給食 センター 建物内 1階玄関ホール	約 1.26 m ² (幅 1,260 mm×奥行 1,000 mm×高さ 2,200 mm)	17,600 円
	グループ B 最低貸付料の合計 (5 台分)			195,100 円

・物件は全て入れ替え。

(2) 貸付物件に関する注意事項

- ①上記各寸法は、自動販売機を設置する面積(目安)を示しており、放熱余地部分、子メーター設置部分を含んでいる。
- ②空き容器回収ボックスの設置場所は、本仕様のとおり原則として自動販売機付近の設置とするが、詳細は設置者となった者と行田市が協議して決定する。
- ③飲料の銘柄、種類を増やし、多様な利用者の嗜好に対応するため、一部公募を制限する。グループ A、B に入札は可能であるが、グループ A の落札者はグループ B の入札を無効とする。

4 設置する自動販売機の仕様・条件・遵守事項

(1) 自動販売機の仕様

行田市では、環境負荷軽減のための省エネルギー対策を推進していることから、設置する自動販売機は、以下の項目を満たす機器を選定するよう努めてください。

①環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、ノンフロン型の機器。また、消費

電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器。

②ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、できる限り屈まずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器。

③災害救援ベンダー

今回設置する自動販売機は、全て災害救援ベンダー仕様の自動販売機とする（必須）。これに伴い、設置者は行田市と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。

(2)自動販売機の設置・管理・運営について

自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守してください。

①安全対策

設置者は、自動販売機の設置における安全を確保するため、以下の安全対策を講じるものとする。

ア 転倒防止のため、JIS規格「自動販売機の据付基準」（JIS B 8562）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守した措置を講じること。

ただし、庁舎の躯体等に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。

イ 販売物品の安全性確保のため、「食品 添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ウ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、屋内設置であっても、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

②販売物品

ア 販売物品は、清涼飲料水とし、煙草・アルコール類（ノンアルコール含む）の販売は認めない。

イ 販売価格は、定価（標準小売価格）以下とすること。

ウ 設置者は、販売物品及び価格等について事前に施設管理者と調整を図ること。

③商品補充・変更・消費期限の確認

設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

④売上金の回収及び釣銭の補充

設置者において、売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

⑤故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、設置者において、速やかに保守員を派遣し対応すること。また、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。なお、設置する自動販売機に対しては、故障時等の連絡先を明記すること。

⑥空き容器の回収

設置者は、空き容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

ア 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、空き容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

イ 空き容器回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。

ウ 空き容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。

エ 空き容器の処理は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(3)費用負担

①電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所にかかる貸付料とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。

なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、施設管理者が指定した期日（年度末）に検針を実施の上、その電力量をもって電気料金を算出する。

②自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理者の指示に従って行うこと。

(4)原状回復

設置者は、貸付期間が満了または賃貸借契約が解除された場合は、速やかに原状回復し、施設管理者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担

とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができない。

(5) 使用上の制限

設置者は、賃貸借契約締結後から貸付期間満了までの間、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ②貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ④本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

4 施設概要及び位置図

今回募集する物件における自動販売機の設置場所は以下のとおり。

(1) 行田市役所本庁舎（行田市本丸2番5号）

ア 物件番号 ①、②、③

イ 開庁時間 8時30分から17時15分まで

ウ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日

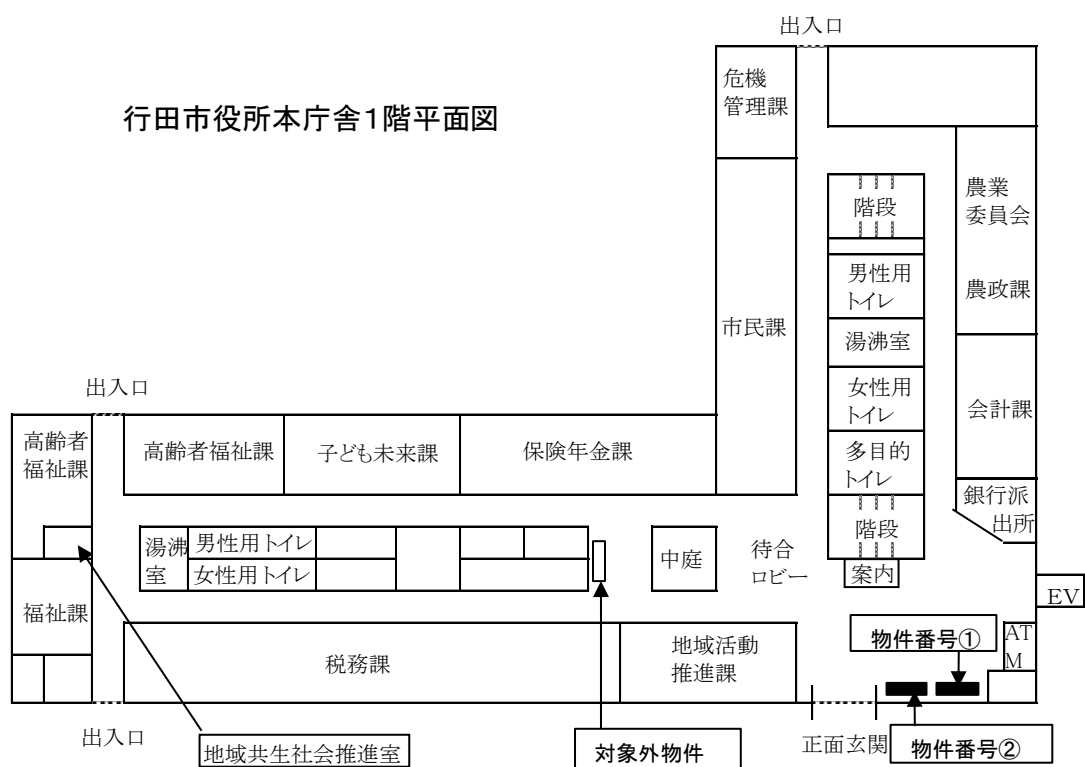
・土曜日 ・日曜日（午前中を除く）

・年末年始（12月29日から1月3日まで）

・国民の祝日に関する法律で定める休日

エ 常勤者数 約300人

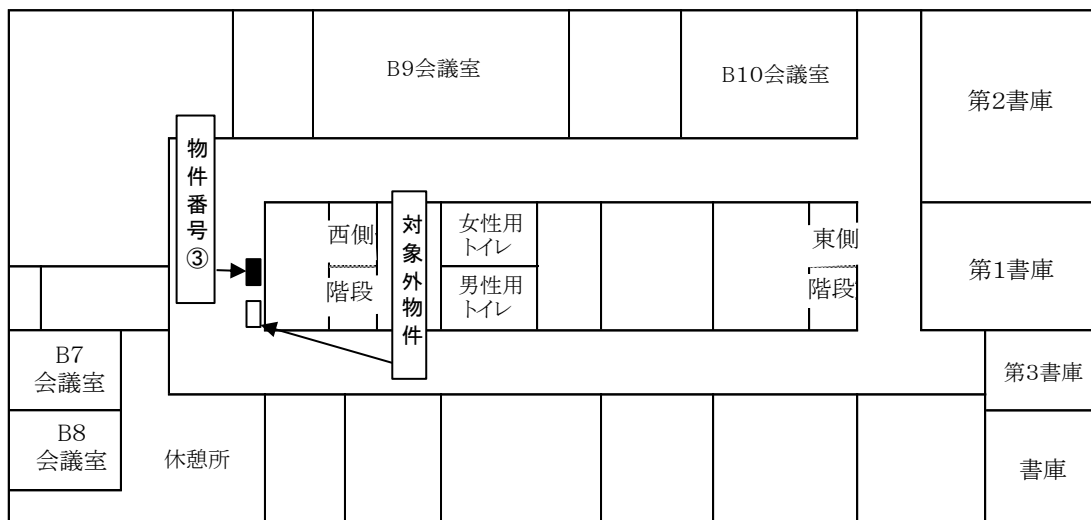
位置図（物件番号①、②）





位置図 (物件番号③)

行田市役所本庁舎地下1階平面図





(2) コミュニティーセンターみずしろ (行田市本丸5番10号)

ア 物件番号 ④

イ 開庁時間 9時00分から21時30分まで

ウ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日

・毎週水曜日 (水曜日が祝日の場合は翌日)

・年末年始 (12月29日から1月3日まで)

エ 常勤者数 2人

オ 利用者数 令和3年度 17,316人

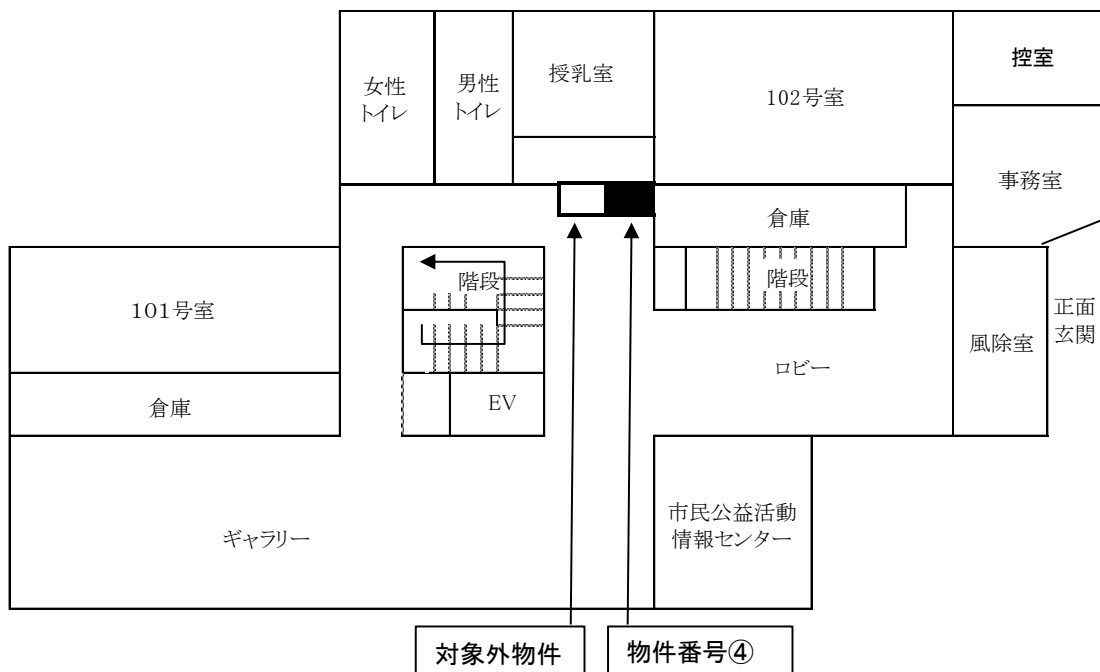
令和2年度 13,963人

令和元年度 43,108人

※会議室、交流スペースの利用者数

位置図（物件番号④）

みずしろ1階平面図

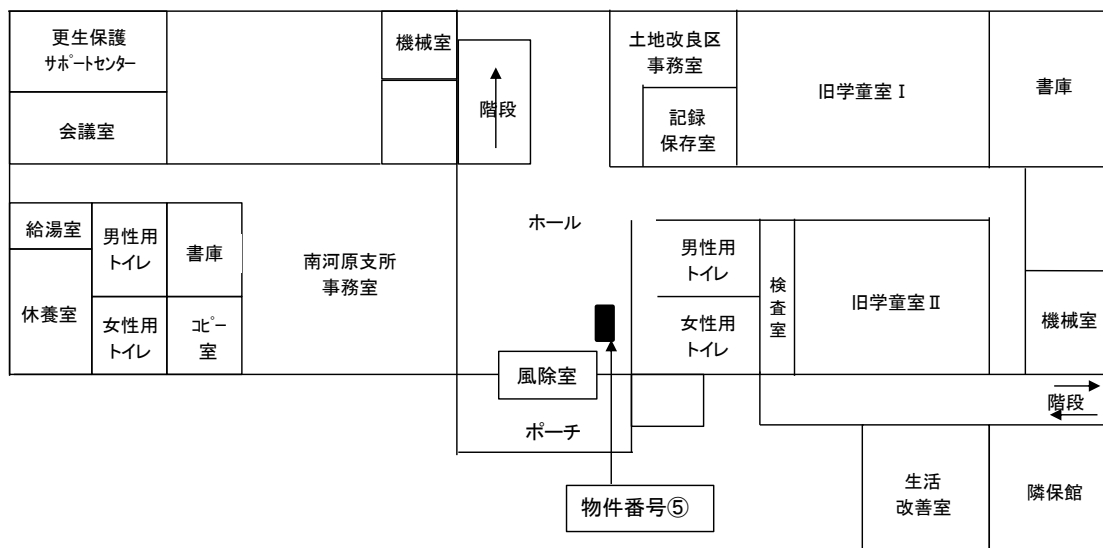


(3) 南河原支所 (行田市大字南河原 7 9 0 番地)

- ア 物件番号 ⑤
- イ 開庁時間 8時30分から17時15分まで
- ウ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日
 - ・土曜日、日曜日
 - ・年末年始 (12月29日から1月3日まで)
 - ・国民の祝日に関する法律で定める休日
- エ 常勤者数 5人

位置図 (物件番号⑤)

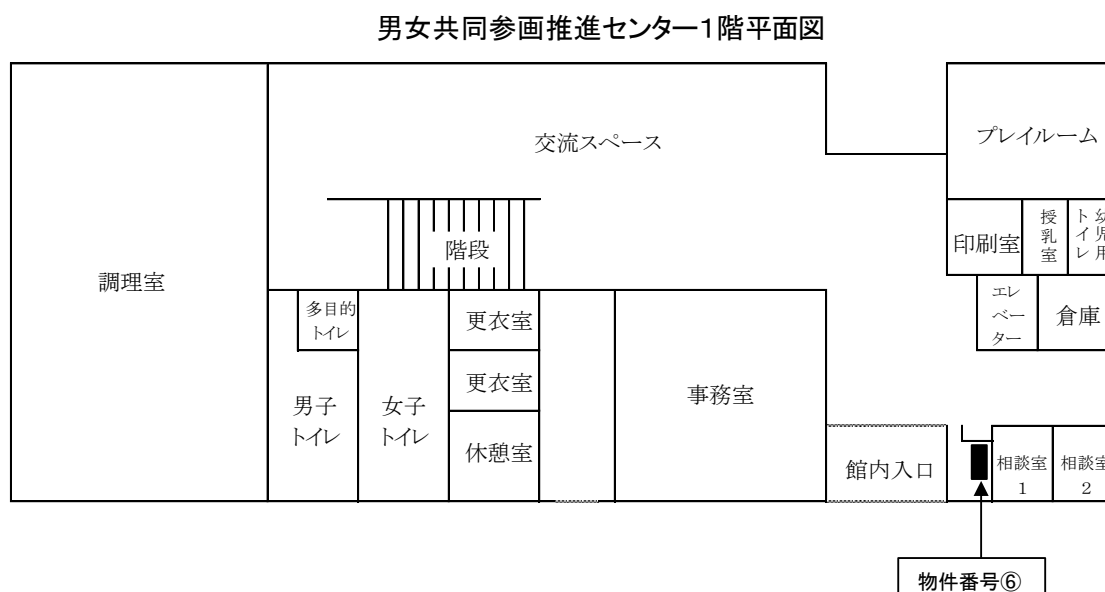
南河原支所 1階平面図



(4) 男女共同参画推進センター（行田市佐間3丁目23番6号）

- ア 物件番号 ⑥
- イ 開庁時間 8時30分から21時30分まで
- ウ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日
- ・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
 - ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- エ 常勤者数 4人
- オ 利用者数 令和3年度 5,251人
令和2年度 3,183人
令和元年度 11,459人

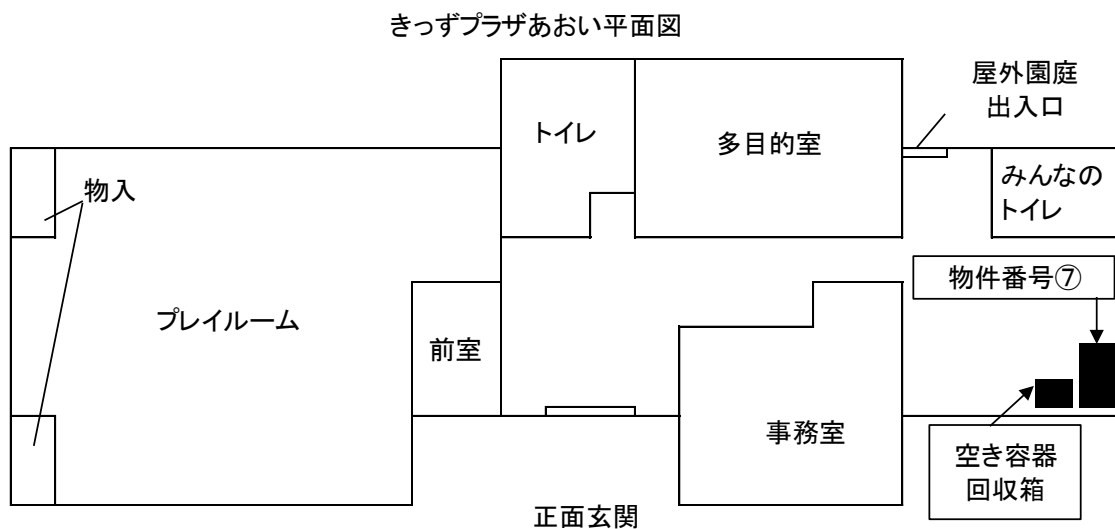
位置図（物件番号⑥）



(5) きっずプラザあおい (行田市佐間1丁目11番3号)

- ア 物件番号 ⑦
イ 開庁時間 8時30分から17時00分まで
ウ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日
・火曜日 (ただし、屋外園庭は利用可)
・年末年始 (12月29日から1月3日まで)
エ 常勤者数 2人
オ 利用者数 令和3年度 18,345人
令和2年度 14,228人
令和元年度 20,534人

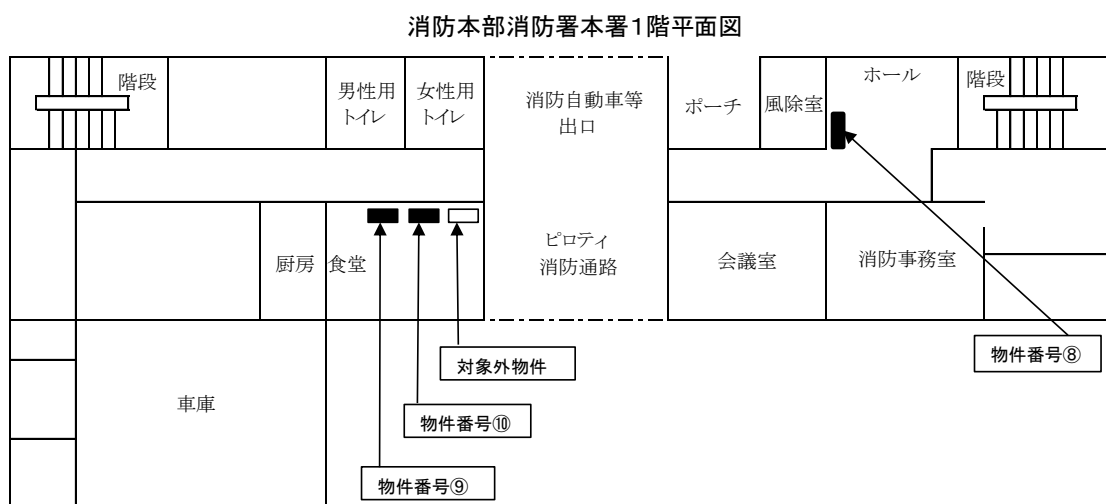
位置図 (物件番号⑦)



(6) 消防本部消防署本署 (行田市大字長野4389番地1)

- ア 物件番号 ⑧、⑨、⑩
- イ 開庁時間 24時間 (夜間は施錠)
- ウ 開庁日 なし
- エ 勤務者数 33人

位置図 (物件番号⑧、⑨、⑩)

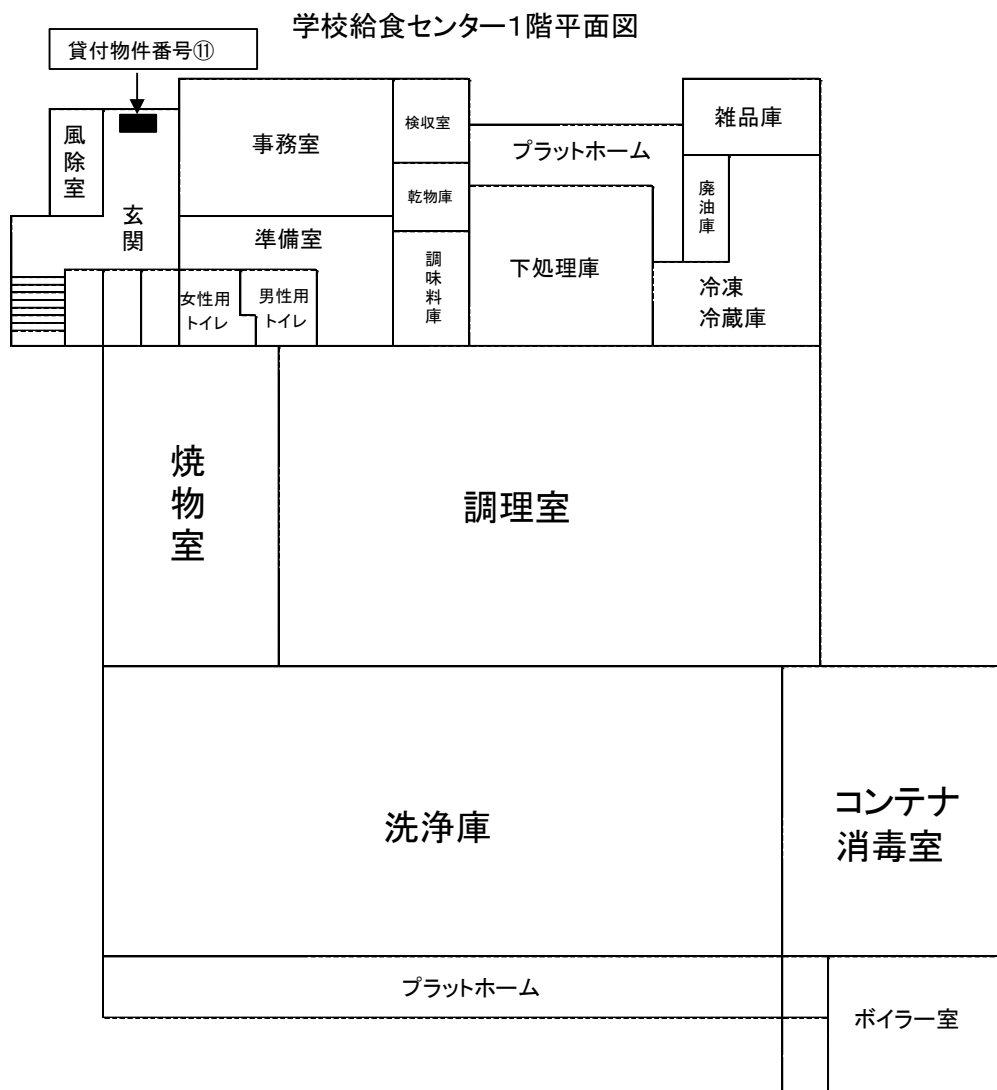




(7) 行田市立学校給食センター (行田市大字樋上195番地2)

- ア 物件番号 ⑩
- イ 開庁時間 8時30分から17時15分まで
- ウ 開庁日 次の開庁日を除く毎日
- ・土曜日、日曜日
 - ・年末年始(12月29日から1月3日まで)
 - ・国民の祝日に関する法律で定める休日
- エ 常勤者数 約55人(給食提供日(約190日)の人数)
約15人(給食提供がない日)

位置図（物件番号①）



5 販売数量実績

過去3年間の実績は下記のとおり。

物件 番号	施設名称	貸付場所	年間売上本数（本）		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	行田市役所本庁舎	建物内 (1階ロビー)	14,027	11,444	7,383
②		建物内 (1階ロビー)	—	—	4,757
③		建物内 (地下1階通路)	—	—	5,662
④	コミュニティー センターみずしろ	建物内 (1階通路)	6,501	1,852	2,091
⑤	南河原支所	建物内 (1階ホール)	760	505	686
⑥	男女共同参画推進 センター	建物内 (1階エレベータ右横)	2,137	862	1,040
⑦	きつずプラザあおい	建物内 (1階ロッカー室)	1,677	889	1,353
⑧	消防本部・消防署本署	建物内 (1階玄関ホール)	3,173	1,854	2,949
⑨		建物内 (1階食堂)	1,703	—	1,555
⑩		建物内 (1階食堂)	4,845	4,497	4,090
⑪	行田市立学校給食 センター	建物内 (1階玄関ホール)	1,040	1,516	1,552

【データの欠損について】

- ・物件番号②、③の令和元年度及び令和2年度の売上本数については、令和3年度から新規で設置したためデータがない。
- ・物件番号⑨の令和2年度の売上本数はデータがない。
- ・令和2年度の売上本数のうち、物件番号⑤は令和2年8月のデータがない。
- ・令和3年度の売上本数のうち、物件番号⑥は令和3年6、10月の2か月分、物件番号⑦は令和4年1月の1か月分のデータがない。

【その他】

- ・物件番号①、⑧、⑨及び⑩は令和3年度に自動販売機を入れ替えた。